

【図書名等】 衛生管理（上）＜第1種用＞

コード No.23428 第14版 定価 2,310円（本体 2,100円＋税 10%）

【発行日】 令和6年2月29日

【改訂の概要】

改訂のあらまし	該当頁
法令改正に対応した修正、統計数値の更新のほか、記述を改めました。主な改正点は以下のとおりです。 また本文中の法令については、p4 凡例に示したとおり略称に修正しています。 その他、注の書式を欄外にまとめる形式に変更しています。	
第1章 はじめに	
3 労働衛生の現状 ・各種統計数字、それに関わる記述や図表を最新の内容に更新。	17～25
第2章 衛生管理体制	
1 トップ、ライン、スタッフの役割 (3) スタッフの役割で、化学物質管理者を加筆。THP 担当者については削除。	28
2 労働衛生管理体制の整備 (4) 産業医について一部加筆修正。	35
(5) 作業主任者について、特定化学物質作業主任者（特別有機溶剤等関係）を削除。	35
(6) その他を新設。化学物質管理者と保護具着用管理責任者を追加。	36
3 (安全) 衛生委員会の活用 一部加筆修正。	37
(2) 調査審議事項 安衛則第22条において項目 Xi が追加。	38
(4) 議事の概要の周知 ③の記録方法の修正。	39
4 労働安全衛生マネジメントシステムとリスクアセスメント (2) リスクアセスメント 化学物質管理者を追加。 胆管がん事案について注を追加。	41、42 42
5 労働衛生管理に必要な記録と届出、報告 (2) ア 選任報告で、衛生工学衛生管理者を削除。 産業医について、医師免許などの資格を称する書面の書きぶりを追加。 イ エ、について一部修正。	43 43、44
第3章 作業環境要素	
2 一般作業環境 (1) 事務所則による空気調和設備を設けている事務所について、「原則」を追加。ほか、一部修正。	47
・表 3-2 表現を統一。	48
・WBGT 値の計算式の修正。 屋外で太陽照射→日射 乾球温度→気温乾球温度	49
・表 3-3 表の枠を修正。	50
3 有害作業環境 (2) 旧エ 国によるリスク評価の実施を削除。	59

4	化学物質管理	
	(2) 一部文言修正。	60、61
	・SDS 文書交付にあたり、表現の追加。SDS に通知しなければならない事項について⑩「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加。	61、62
	(3) SDS 電子媒体による通知に関する点を修正。	62
	(4) 化学物質のリスクアセスメント	
	・化学物質リスクアセスメント指針の改訂に則して、加筆修正。	66～71
	・表 3-8 リスクを見積もる方法について、より細かく分類し加筆した。	69
	旧 (5) 化学物質管理の新たなる規制 →削除（該当項目にそれぞれ加筆した）。	71
第 4 章 職業性疾病		
2	化学的要因と健康障害	
	(2) ア金属による健康障害	
	(イ) クロム 生殖毒性について追加。	76
	(エ) 水銀 生殖毒性について追加。	77
	イ 有機溶剤による健康障害	
	(ウ) メタノール 生殖毒性について追加。	81
	(エ) 芳香族炭化水素 生殖毒性について追加。	81
	(キ) N,N-ジメチルホルムアミド 生殖毒性について追加。	82
	オ 窒息性ガスによる健康障害	
	一酸化炭素と赤血球中のヘモグロビンの親和性 約 250 倍→約 200 倍以上	84
	(イ) 硫化水素 保護具について「指定防護係数が 1,000 以上の全面形面体の」であることを加筆。	85
	カ その他の化学物質による健康障害	
	(ソ) 石綿代替繊維 特定第 2 類物質 → 管理第 2 類物質	90
	・表 4-4 発がん性物質（ベリリウム以降 6 物質）の追加。	91
3	物理的要因と健康障害	
	(6) 非電離放射線による健康障害	
	エ レーザー光線 「180nm～1 mm までの波長域にある」を追加。	101
4	生物学的要因と健康障害	
	(3) 食中毒 「表 4-13 食中毒原因菌等の加熱殺菌条件」を新設。	106
	・【参考】海外の感染症情報を提供している主な URL 更新。	107
5	作業要因と健康障害	
	(3) 心理的負荷による精神障害の認定基準の改正日の更新。	111
	イ 自殺者の統計数の更新	112
	(5) 過重負荷による脳・心臓疾患 要約してリライト。	113、114
	・「表 4-17 労働時間以外の負荷要因」を新設。	114
第 5 章 作業環境管理		
3	作業環境測定	
	(2) 作業環境測定の方法 「作業環境測定基準」の最終改正日を更新。	126
	・表 5-2 2 の第 590、591 条を削除。	
	7 に特定有機溶剤混合物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を追加。	127
	(エ) 作業環境測定基準の改正に伴い改正日と内容の更新。	129
	・「エ 個人サンプリング法による作業環境測定」を新設。	130
	(4) 管理区分に応じて講ずべき措置 自律的な化学物質管理において管理区分ごとの新たな措置として修正。	135～138
	・「図 5-7 作業環境測定結果が第 3 管理区分に区分された場合の措置」を新設。	136
6	プッシュプル型換気装置	
	・表 5-14 「プッシュプル型換気装置の性能」の一部を表 5-15 に移動。	156、157

(3) 開放的プッシュプル型換気装置 換気区域等の説明を追加。	157
8]物理的因子に係る作業環境の管理	
(2) 騒音障害防止のためのガイドラインの改正日と内容の更新。	163
第6章 作業管理	
1]作業管理の目的と意義	
(2) 表 6-1 1 作業主任者の選任の中に、「金属アーク等溶接」を追加。	181
表 6-2 作業管理関係条項を追加。	182、183
4]作業管理の具体例	
(1) 腰痛予防対策指針の最終改正日を更新。	194
「(3) テレワーク」を新設。	198
5]労働衛生保護具	
・保護具着用管理責任者との連携について追記。	199
(1) 表 6-12 「救急用具」については、削除。	
聴覚保護具の規格について追記。	200
(2) 呼吸用防じんマスクの通達 最終改正日を更新。	199
・粒子捕集効率試験について記述を加筆修正。	200
・写真 6-1 写真の差替え。	
「電動ファン付き呼吸用保護具」→「防じんマスク（吸気補助具付き）」	
「自給式呼吸器」→「防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」	201
・ア（イ）「防毒マスクの規格を具備し」 削除。	202
・ア（ウ）防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具について追加。	203
・ア（エ）複合式エアラインマスクを追加。	203
・イ（P-PAPR、G-PAPR）を追記。	203
・表 6-1 一酸化炭素・有機用ガスを追加。	204
・「要求防護係数」式 $PFR = C / C_i \rightarrow PFR = C / C_o$	205
・ $C_i \rightarrow C_o$ ：濃度基準値又は管理濃度、ばく露限界濃度に修正。	205
・「表 6-15 指定防護係数」を追加。	205～208
・イ（ウ）防毒マスクの吸収缶の選択条件 一部文言修正。	208、209
・ウ（ウ）呼吸用保護具のフィットテスト	
有機溶剤・特化・鉛・粉じんに係る呼吸用保護具が適切に装着されている	
ことの確認の一文削除。	210
・フィットファクタ計算式 $C_o \rightarrow C_{out}$ 、 $C_i \rightarrow C_{in}$	211
・ウ（エ）a①指定防護係数の追加。	211
a④文言の修正。	211
B①文言の修正	211
・エ 呼吸用保護具の保守管理と保護具着用管理責任者 タイトル修正。	
保護具管理責任者に関する言及は削除。	213
・エ（ウ）保守管理上の注意事項 旧⑧を削除。	215
(3)その他の労働衛生保護具	
・ア（ア）①⑨文言修正。	215～217
・イ（イ）①文言修正。	217
・ウ 文言修正。	218
・エ 「騒音障害防止ガイドライン」に対応して修正。	218
・オ 文言追加。	219
・カ 文言修正。	219
(4) 石綿及びダイオキシン類ばく露作業における保護具 文言修正。	219
第7章 健康管理	
2]医学的検査	
(3) イ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく健康診断において、	
6,000Hz を追加。	229
(4) 血圧測定 旧版表 7-4 成人における血圧値の分類 削除。	229

3	健康診断	
	(3) ウ 定期健康診断 管理区分1 →じん肺管理区分が管理1	238
	(4) 特殊健康診断の実施頻度の緩和について 施行日削除。	242
	・ア 文言補足。	244
	・ウ 特化物の補足。溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンが追加された一文は削除。	245
	「(5) リスクアセスメント対象物健康診断」 新設。	248
	(6) ア 最終改正日の更新。	249
	・エ 文言修正。	250
	・表 7-21 根拠通達の改正日を追加。	252
4	健康診断の事後措置	
	(2) 表 7-25 リスクアセスメント対象物健康診断に関して追加。	258
	(3) ウ 監督署への報告について修正。	259
5	適正配置	
	(6) 中高年齢者への配慮 テキスト差替え、図 7-2 新設。	264、265
7	過重労働による健康障害防止対策	
	(4) ③磁気テープ、磁気ディスク～についてテキスト差替え。	272
8	職場における受動喫煙防止対策	
	・内容をコンパクトにするため文言を調整。	274、275
9	健康管理手帳	
	・要件の表現を修正。	277
	・表 7-29 文言の修正。	278
10	健康情報の取扱い	
	(3) ア「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」最終改正日更新。	281
12	健康管理に関する事業場外との連携	
	(3) コラボヘルスについて文言修正。	287
	(5) 健康日本 21 の目標の期間の記述を修正。	287
第 8 章 健康保持増進対策とメンタルヘルス対策		
1	健康保持増進対策（THP）の意義と目的	
	・THP 指針の最終改正日を更新。	290
3	健康保持増進対策の基本的考え方	
	・コラボヘルスについて文言修正。	291
5	健康保持増進対策の推進当たって事業場ごとに定める事項	
	(2) 健康保持増進措置の内容 文言追加。	294
6	健康保持増進対策の推進における留意事項	
	(3) 高齢を見据えた取組みを追加。	296
7	職場におけるメンタルヘルス対策	
	(1) 強い不安やストレスを感じる労働者数の割合を更新。	296
	・表 8-2 令和 4 年調査結果に更新。	297
第 10 章 労働衛生教育		
2	統計の基礎知識	
	(5) 対数正規分布について表現修正。	335

第11章 救急処置	
1 救急蘇生法	342、343
(2) 統計を令和5年版の数値内容に修正。	
(4) 図11-2 一次救命処置の流れ 新型コロナウイルス感染症流行期の対応を削除。	347
2 応急手当	358
(1) 間接圧迫法、止血帯法の削除。	367
(2) 図11-16 熱中症の応急処置の注※2を追加。	
第12章 労働生理	
1 人体の構造及び機能	386
(3) 旧「表12-2 成人における血圧値の分類」削除。	
(5) カ 小腸 胆汁の成分説明が十二指腸の箇所であるが、後段の肝臓の箇所と重複するため削除。	393
・小腸の糖質分解にマルターゼを追加。	394
・ク 肝臓 グリコーゲン、胆汁酸を追加。	394
(8) イ 尿の生成 原尿の一日生成量を追加。	402
(10) 表12-4 過敏性肺臓炎 → 過敏性肺炎	405
(11) 図12-10 筋肉の種類 運動神経支配 → 体性神経支配	406
(12) 図12-11 末梢神経の位置を中枢神経の下へ変更	409
2 ライフサイクルと人体の機能の変化	419
(1) イ 令和4年度「体力運動能力調査」の数値内容に修正。	
3 環境条件による人体の機能の変化	423
(3) ア 令和4年「労働安全衛生調査」の数値内容に修正。	
4 疲労及びその予防	426
(3) 疲労を測定指標の修正。	427
・表12-6 労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト最新版に差替え。	
5 睡眠	429
(1) 「健康づくりのための睡眠指針2014」について、「健康づくりのための睡眠ガイド2023」（令和5年度内に公表予定）として更新。	

2024.02.

中央労働災害防止協会